

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人科学技術広報財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金等の種類)

第2条 この法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- ① 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- ② 用途特定寄附金 寄附者が申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定するもの
- ③ 募集特定寄附金 この法人が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受け入れ基準)

第3条 この法人の業務の遂行上支障があると認められる者及びこの法人が受け入れるには不相当と認められる場合には、その寄附金を受け入れることができない。

(寄附手続)

第4条 寄附金等をこの法人に寄附しようとするものは、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 この法人は、前項により寄附金の申し込みを受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受入れを行う。
- 3 寄附金の受入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受入れに必要な書類を送付する。

(寄附金等の取り扱い)

第5条 一般寄附金は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は公益目的の事業に使用するものとする。

- 2 用途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。
- 3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付し

なければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第7条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を、募集特定寄附金に限り第4条第1項により募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項があるときは、理事長が別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、2025年4月1日より施行する。